はじめに

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行されました。 県においては、平成26年3月19日「千葉県いじめ防止対策推進条例」が制定され、同年4月1日に施行されました。

いじめ防止対策推進法及び千葉県いじめ防止対策推進条例は、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処)のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や基本となる事項について定めたものです。さらに、いじめ対策推進法第11条の規定により、平成25年10月11日、国の「いじめ防止基本方針」が策定されました。千葉県においても、いじめ対策推進法第12条により、平成26年8月20日、県の「いじめ防止基本方針」が策定されました。

山武市は、子どもたちが健やかに成長していくことができる環境づくりに努め、教育理念を「学びの感動と他人(ひと)を思いやる心を育み、未来をたくましく切り拓く自立した人づくり」としています。そして、生涯を通じて人と人がふれ合い共に学び合えるように具体的な目標を3つ掲げています。

- ① 幼少期重視の人づくり(苗半作の教育)
- ② 自立を促し、未来を切り拓ける人づくり
- ③ 地域を支える人づくり

さらに、いじめについても「いじめはどの子ども、どの学校にも起こり得るものである」という認識をもち、また、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である。」ということを自覚し、危機意識をもっていじめの防止と対策に取り組んできたところです。

『山武市いじめ防止基本方針』は、これまでのいじめ防止に向けた取組に加え、国及び県の基本的な方針を参酌し、さらなるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を市民全体で総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

平成 29 年 3 月 14 日に国基本方針が改定されたことから、その改訂内容を踏まえて、平成 29 年 11 月 15 日に県基本方針が県内のいじめの実情に合うよう改定されました。県基本方針の改定を受けて市基本方針を平成 31 年 3 月 19 日に改定を行いました。

1 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第2条で、いじめの定義が次のとおり規定されている。

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と*①一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は*②物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*③ [この法において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。]

- *①「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、 塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該児 童生徒と何らかの人的関係を指す。
- *②「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- *③児童生徒が市外に存在する学校に在籍している場合を含む。
- (2) 具体的ないじめの態様について
 - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - 金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・スマホ等でSNS等に、誹謗中傷を書き込まれる。 ※消去されたものであってもいじめとして調査対象となる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。このような場合は、被害者の意向を配慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、子どもたちが健やかに成長していくことができる環境づくりに努め、「学びの感動と他人(ひと)を思いやる心を育み、未来をたくましく切り拓く自立した人づくり」をめざす。いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える問題

であることから、「法」、千葉県いじめ防止対策推進条例(以下「対策推進条例」という。)の基本理念のもと、いじめの禁止・いじめの防止等のための対策に強い決意で取り組む。

「対策推進条例」第3条では基本理念が、次のとおり規定されている。

(基本理念)

- 第三条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対 に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない 環境を整えることを基本として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、国、県、市町村(学校を設置する一部事務組合を含む。以下同じ。)、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まなければならない。

(いじめの禁止等)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの防止
 - ①いじめを生まない土壌づくり

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者及び市民が一体となって継続的に取り組む。

②心の通う人間関係づくり

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは人間として絶対許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。さらに、地域との連携により、多くの人々との接点を確保する。

③自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり

いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に 対処できる力を育む観点が必要である。そして、全ての児童生徒が安心でき、自己有用 感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これ に加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と 一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

①積極的ないじめの認知

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適切に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

※留意点

- ア 好意から起こった行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせて しまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者側が謝罪し、教員 の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等もいじめとして認 知し、対策組織で情報を共有する。(学校が「いじめ」という言葉を使わずに指 導するなど柔軟な対応も可能である。)
- イ 1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心 身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。

②窓口としての機能

いじめの早期発見のためには、児童生徒から最も身近な存在であり、保護者や地域住 民等から最も頼れる存在であるべき教職員が、これからも安心・信頼の相談・通報窓口 として機能させる。このためには、学校が組織として対応する仕組みやその運用の在り 方を構築する際には、児童生徒や保護者の参画を得る等する。また、その存在と活動の 姿を児童生徒や保護者に十分に示していく。

③相談しやすい体制

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、いじめ相談メールの周知や定期的なアンケート調査及び教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整える。また、地域、家庭と連携して児童生徒を見守り、地域、家庭においても、いじめが疑われる事実を知りながらこれを放置することなく、適切な行動を取る。

(3) いじめへの対処

①児童生徒の安全確保

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会との連携・相談や事案に応じ、関係機関との連携をすすめる。

②組織的な対応(学校いじめ対策組織)

教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。なお、こうしたいじめの防止、早期発見、事案の対処の全てについて、教職員を中心とした適切な組織的対応がなされていること、児童生徒や保護者等から十分に認識され、その取組に

ついて信頼及び確信を得ていることが、これらそれぞれの措置の適切な実行の確保のために不可欠であることに留意する。

③発達段階に応じた指導

指導にあたっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめに対する学校の取組を積極的に周知し学校関係者と地域・家庭との連携が必要である。また、日頃から子どもが多くの大人と関わることにより、いじめ及び虐待の早期発見等につながる場合もあり、学校内外で子どもと多くの大人が接するような取組を推進する。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関との適切な連携が必要である。警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口についても児童生徒へ適切に周知する等、学校や学校の設置者が、関係機関と連携する。

1 いじめの防止等のために市や教育委員会が実施する施策

(1) 山武市いじめ防止基本方針の策定

市は、法第12条の規定及び、千葉県いじめ防止基本方針(以下「県基本方針」という。) 第12条第1項の規定により、「山武市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」とい う。)を策定する。

「市基本方針」においては、次に掲げる内容について定める。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向について
- 二 いじめの防止等のための対策について
- 三 いじめの防止等のための対策に関する重要事項について

(2) いじめ防止等のための組織等の設置

①山武市いじめ問題対策連絡協議会(法第14条第1項。以下「市連絡協議会」という。)

・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例に基づき設置する。

組織:市、学校、教育委員会、東上総児童相談所、千葉地方法務局、千葉県警察、 市人権擁護委員会協議会、市PTA連絡協議会

※必要に応じて、教育委員会が必要と認める者を要請する。

- ②山武市いじめ問題調査対策委員会(法第14条第3項。以下「市調査対策委員会」という。)
 - ・いじめや体罰、理不尽な要求等の現状に基づく本市の対策や今後の方向性等について 協議・調査を行うため、教育委員会の附属機関として、条例に基づき設置する。
 - ・重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。)が発生した場合 におけるその事実の確認並びに調査及び審査をする。

構成員:学識経験者、専門的知識及び経験を有する者

※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をもって構成する。公平性・中立性を確保する。

- ③山武市いじめ問題再調査委員会(法第30条第2項。以下「市再調査委員会」という。)
 - ・市長は、教育委員会から重大事態に係る調査結果の報告を受け、教育委員会の調査に 不備があると疑われる場合や、当該重大事態への対処又は、同種の事態の発生の防止 のために、さらに詳細な調査の必要があると認めるとき、教育委員会の調査結果につ いて、市長の調査機関として再調査を行う。
 - ・市調査委員会は、条例に基づき設置する。

構成員:教育、法律、心理等についての専門的知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(3) いじめの防止等のための基本的な考え方

市は、「市基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進し、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努める。また、市及び教育委員会は一体となって、学校、家庭、地域、関係機関・団体との連携を図り、いじめの防止等の対策に取り組む。なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、取得した個人情報の適正な取り扱いに十分に留意する。

①いじめの防止

- ・人的体制の整備をはじめとして、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。
- ・いじめ防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切に行われるよう関係機関、 学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な 体制を整備する。
- ・保護者が、法に規定された保護者の責務等をふまえて、子どもの規範意識を養うため の指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の 設置等、家庭への支援を行う。
- ・児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員が、いじめに関する通報及び相談を 行うことができる体制を整備する。
- ・相談窓口周知の際は、窓口の担当となる職員(スクールカウンセラー: SC・スクールソーシャルワーカー: SSWを含む)を積極的に伝え、相談の際には、相談の結果、いじめの解決に繋がった具体的な事例を示すなど、自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。
- ・相手を傷つけないために注意すべきことや、いやなことをされた時の対処の仕方、あるいはいじめを疑うべき兆候や、いじめを疑った時に取るべき対応等を児童生徒及び 保護者に伝えていく。
- ・いじめの傍観者は、いじめを肯定することであることを理解させ、いじめを抑止する 仲裁者への転換を促す。
- ・教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- ・いじめの防止に資する活動であって、当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行うも のに対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職 員、さらには市民全体に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深める ための啓発を推進する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対して、ネット依存やSNSを介した犯罪者との遭遇、性的被害などの問題とも関連していることから、児童生徒に対する情報リテラシー、情報モラルに関する教育を充実させる。また、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配付し、必要な啓発活動を行う。
- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するために、各校に次の取組の推進を求める。
 - ○きめ細やかな日常観察を職員が連携のもと実践
 - ○生徒指導の機能を生かしたわかる授業の推進

- ○道徳教育の充実
- ○豊かな人間関係づくり実践プログラム(ピア・サポート)の推進
- ○いのちを大切にするキャンペーンの実施
- ○いじめ防止推進強化月間(4月)の取組
- ○いじめ・体罰のアンケート調査(各学期)
- ○教育相談体制の充実
- ○学校間の連携強化

②いじめの早期発見

- ・「安心ホッとカード」を小学校1年生の児童保護者、中学校1年生の生徒、転入職員 に配付し、各種相談窓口の周知を図る。
 - ※山武市いじめ問題メール、STOPit (山武市)
 - 24 時間いじめ相談ダイヤル (全国共通)

千葉いのちの電話、千葉県子どもと親のサポートセンター

子どもの人権110番(千葉県警)、山武郡市教育相談センター

- ・学校と地域、学校と家庭が、組織的に連携・協働する相談体制を整備する。
 - ○心の教室相談員の配置(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと の連携)
 - ○市子育て支援課とのケース会議(虐待等)の調整・実施
- ・市内小・中学校に対し、年間3回(各学期)「いじめに関する調査」を実施する。学校からの報告については、教育委員会と共に学校が追跡調査を行い、必要に応じて学校に訪問し、支援する。

③いじめへの対処

- ・法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、学校に対し問題解決に向けた適切な取組と組織的な対応を図ることを指示するとともに、当該報告に係る事案について必要に応じて、「市連絡協議会」において、協議を行う。
- ・いじめを行った児童生徒に対して事情確認した上で、適切に指導するとともに、いじめが発生したクラスや部活動等の集団の状況を適切に把握し、併せて<u>、</u>必要な指導を行い、再発防止に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が、安心して教育を受けられるようにするための必要な支援と対応を速やかに行う。いじめを行った児童生徒については、学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、事実確認を正確に行い、適切な指導を検討する。

④家庭や地域社会、関係機関との連携

・いじめの防止等のための対策が関係者の連携のもと、組織的な対応により適切に行われるように啓発活動を推進していく。また、学校は、家庭、地域社会との交流の場を積極的に活用するとともに適応指導教室、児童相談所、警察等の関係機関との連携強化等の体制の整備を図る。

⑤いじめの解消

- ・いじめに係る行為が、少なくとも継続して3か月以上止んでいること。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害児童生徒及びその保護者に面談等で確認する。

2 いじめの防止等のために市内小・中学校が実施する施策

学校は、いじめ防止のため、「学校いじめ防止基本方針」(以下学校基本方針という。)に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 「学校基本方針」の策定

学校は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、各学校に おいて「学校基本方針」を策定する。なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進して いく際、常に個人情報の取り扱いについて、配慮する。

【学校基本方針の構成】

①基本理念等

法第2条第1項(いじめの定義)、法第3条(基本理念)、法第8条(学校及び学校の教職員の責務)等を踏まえ、各学校にいけるいじめ防止対策の基本理念、共通理解事項等について定める。

②学校いじめ対策組織

法 22 条 (学校におけるいじめの防止対策のための組織)等を踏まえ、学校いじめ対策 組織について名称や役割、構成等を定める。

③いじめの未然防止

法第 15 条(学校におけるいじめの防止)、法第 19 条(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)等を踏まえ、各学校におけるいじめの未然防止に資する取組について定める。

④いじめの早期発見

法第16条(いじめの早期発見のための措置)等を踏まえ、各学校は、いじめの早期発見に向けた取組について定める。

⑤いじめの相談・通報

法第 16 条 (いじめの早期発見のための措置)等を踏まえ、各学校におけるいじめの相談・通報に係る体制について定める。

⑥いじめを認知した場合の対応

法第23条(いじめに対する措置)等を踏まえ、各学校は、いじめを認知した場合の対応について定める。

⑦指導

法第23条(いじめに対する措置)等を踏まえ、各学校は、いじめの被害者のケアや加害者への指導の在り方について定める。

⑧重大事態への対処

法第28条(学校の設置者又はその設置する学校による対処)、法第30条(公立の学校に係る対処)等を踏まえ、法第28条に定める重大事態が発生した場合の連絡体制や初動対応等について定める。

⑨公表、点検、評価等について

「学校基本方針」の公表、点検、評価等について定める。

- ・いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のために、年間を通じたいじめの防止に資する教育、体験活動等の様々なプログラムや教員の資質向上のための取組を体系的かつ計画的に取り組む。
- ・いじめの早期発見を徹底するとともに、適切な事案対処を十分なものとする観点から、 それぞれの措置についてのマニュアルを策定し、それに係るチェックリストを作成・ 共有して、全職員で実施する等、具体的な取組や計画を定める。
- ・「学校基本方針」が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを必要に応じて、見直すPDCAサイクルを「学校基本方針」に定める。
- ・「学校基本方針」の策定に当たっては、方針を検討する段階から学校評議員やPTA 役員等の参画によって、地域と連携した「学校基本方針」になるようにする。
- ・学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、「学校基本方針」の策定に際し、児 童生徒の意見を取り入れる。
- ・策定した「学校基本方針」については、学校のホームページ等で公開する。
- ・学校評価及び人事評価でいじめ問題について扱う際は、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、児童生徒理解や教育相談体制、未然防止や早期発見の取組、適切な情報共有や組織的対応等についてであることを全職員に周知し、評価結果を踏まえて常に改善に取り組む。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置(学校いじめ対策組織)

法第 22 条に基づき、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的にし、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。

①組織の役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担う。 具体的には

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の 中核としての役割。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有 を行う役割。

- エ いじめに係わる状況及び対策について家庭や地域への情報提供、及び学校・家庭・ 地域の連携による取組の推進。
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な 共有、関係のある児童生徒への事実関係の確認、指導や支援の体制・対応方針の決定 等、組織的に実施するための中核としての役割。
- カ 学校基本方針をPDCAサイクルに基づき点検や見直しを行う。
- キ 重大事態の調査のための組織について、学校が調査を行う場合は、この組織を母体 として対応する。

②組織の名称

組織の名称については、学校で決定する。

③組織の構成員

管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、学級担任、養護教諭等が考えられるが、当該事案に係る児童生徒と関係の深い教職員を追加する等、柔軟に拡充を検討する。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、人権擁護委員、医師、教員・警察官経験者等、外部の専門家を活用する場合については、学校の判断で、参加を求める。

(3) いじめの防止等に関する措置

- ①特に配慮が必要な児童生徒については、個々の児童生徒の特性を理解し情報を共有して 学校全体で見守り、適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童生徒に対 する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ②発達障害を含む、障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒、外国人、性同一障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、自然災害により被災した児童生徒等
- ③いじめの防止等のための対策に関する資質の向上

法第18条2項を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の行動計画となるよう、教職員の資質向上を図る校内研修の取組も含めた学校いじめ対策組織の年間活動計画を策定する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態発生と調査

法第28条第1項に重大事態について規定されている。国基本方針、県基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「不登校重大事態に係る調査の指針」により適切に対応する。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の*①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が*②相当の期間学校を欠席することを 余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - *①「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けている児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等のケースが想定される。
 - *②「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
 - *児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、 その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断 しても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態と認められる場合、学校は直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育 委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

※教育委員会は東上総教育事務所を経由して千葉県教育委員会へ情報提供する。

(3) 調査の趣旨及び調査の主体

学校から重大事態の報告を受けた場合、教育委員会はその事案について判断する。 学校が主体となって行う場合と教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従 前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴え等を踏まえ、学校主体 の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得 られないと教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるよ うな場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査の主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して 必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、市長等による調査を並行して実施することもある。この場合、各調査 主体が密接に連携し、適切に役割分担を図る。

(4)調査を行う組織

- ①学校が調査の主体となる場合は、校内に設置した「いじめ防止対策委員会」を母体として、調査を行う。重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、教育委員会は、学校の要望に応じて人材を派遣する等の支援を行い、連携して調査を行う。
- ②教育委員会が調査の主体となる場合は、教育委員会の附属機関である「市調査対策委員

会」において調査を行う。

(5)調査の実施

- ①いじめ行為に係る事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ②調査に当たっては「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切 に実施する。

(6) 調査結果の提供及び報告

①調査結果の提供

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、 事実関係等その他の必要な情報について、経過報告を含め説明を行う。

②調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。 ※教育委員会は東上総教育事務所を経由して千葉県教育委員会へ情報提供する。

(7) 再調査及び措置

①再調查

法第30条第1項の規定による重大事態の調査結果について報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき、調査の結果について、法第30条第2項の規定により再調査を実施するため、条例に基づき「市再調査委員会」を設置して調査を行う。

②再調査の結果を踏まえた措置

市長は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大 事態への対処又は、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ず る。

③いじめを受けた児童生徒及びその保護者への再調査に係る情報提供

再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係とその他の必要な情報について、経過報告を含め説明を行う。

④再調査結果の議会への報告

市長は、再調査の結果について議会に報告する。

第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 教育委員会は、「市基本方針」に定めるいじめ防止等の取組が、実効的に機能しているか、 必要に応じて「市連絡協議会」において見直しを含めて検証する。
- 2 学校は、いじめ防止等に向けた取組について、学校評価を用いる等の方法で検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。
- 3 資料の保存期間については、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも 当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び 調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。